

【設計業務の外注委託の概要】

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 年度 | 令和3年度 |
| 工事番号 | 3408333043-01 水千設3第3043号 |
| 工事名 | 千葉市美浜区磯辺1丁目47番地先外配水管整備工事に伴う設計業務委託 |
| 工事場所 | 千葉市美浜区磯辺1丁目47番地先外2箇所 |
| 着手年月日 | 令和3年9月4日 |
| 竣工年月日 | 令和4年1月21日 |
| 供用開始予定年月日 | 令和5年3月31日 |
| 請負金額 | 7,200,000円 |

出典：固定資産振替内訳書

設計業務委託においては、千葉水道事務所と受注者が土木設計等業務委託契約書（以下、本項において「設計等業務委託契約書」という。）を締結する。本工事における設計等業務委託契約書を閲覧した際に、本工事のほか、2箇所の工事を合わせて設計業務委託契約を締結していた。

千葉水道事務所は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、工事精算書を発行する。その後、千葉県企業局財務規程（以下、本項において、「財務規程」という。）第118条に則り、工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書を添えて企業局経理課に送付する。企業局経理課では、振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理している。

財務規程第118条は次のとおりである。

| |
|---|
| <p>(建設工事の振替)</p> <p>第百十八条 課長及び所長は、水道事業にあつては、前条の工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書（別記第八十六号様式の三）を添えて経理課長に送付しなければならない。</p> <p>2 所長は、受託による補助管工事が完成した場合は、速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、経理課長に送付しなければならない。</p> <p>3 経理課長は、前各項の振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。</p> |
|---|

出典：千葉県企業局財務規程

建設工事に係る設計業務委託契約においては、設計業務委託が完了した際に、財務規程第118条に則り固定資産台帳に記帳整理するのではなく、設計業務委託に対応する建設工事が完了した時に固定資産台帳に記帳整理する。

具体的には、設計業務委託契約における業務が完了した際には、設計業務委託の委託金額を財務規程第 119 条に基づき建設仮勘定に計上する。その後、財務規程第 119 条第 2 項に基づき、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあっては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えている。

財務規程第 119 条は次のとおりである。

(建設仮勘定)

第百十九条 建設工事は、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

- 2 経理課長は、建設仮勘定に計上された工事が完成したときは、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあっては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあっては振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。
- 3 経理課長は、前項の振替調書兼振替伝票又は振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。
- 4 建設事務費その他の経費の配賦については、関連する工事費総額に対する各工事費の割合をもつてするものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

千葉水道事務所は、経理課の要請により、固定資産勘定に振り替える際、工事の完成を判断する材料のうちの一つとして、振替調書兼振替伝票のほか、固定資産供用開始登録票を提出している。固定資産供用開始登録票には、完成した工事情報のほか、関連工事の番号及び関連工事名を記載している。

本工事における供用開始登録票を閲覧した際に、千葉市美浜区磯辺 1 丁目 47 番地先配水管整備工事に伴う設計業務委託が紐づけられている工事は、千葉市美浜区磯辺 1 丁目 47 番地先外配水管整備工事であり、供用開始年月日は、令和 5 年 3 月 31 日となっていた。使用開始予定日が令和 5 年 6 月 19 日であり、本工事の設計額においても、本工事に含めて減価償却を実施することが適当と考える。

この点、千葉水道事務所に質問したところ、複数工事に係る設計委託は、単体の工事番号で管理しており、完成した際には、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることが分かった。

さらに、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法は、各所属が最初に完成した工事又は最後に完成した工事にまとめるかを判断して登録していることが分かった。なお、千葉水道事務所の場合、複数工事全てが完成するまでにある程度の期間を要することから、長期間経過による建設仮勘定の振替漏れを防止する為、最初に完成した工事にまとめて金額を登録していた。

本工事を基に考えると、他工事の設計額が配賦されていることは、本来、本工事が負担すべきでない金額まで配賦されている。つまり、千葉水道事務所は、複

数工事に係る設計委託であっても、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることは、問題であると考え。

また、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法が、各所属に委ねて判断しており、企業局内において処理が統一されていない点で、会計処理に統一性がないことから問題であると考え。

【結果（指摘）：千葉水道事務所、管理部経理課】

複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。

【結果（意見）：管理部経理課】

企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。

1.1 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事

(1) 概要

① 事業の必要性

千葉県企業局から公表された「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成28年3月策定、令和3年3月改訂）」において、県営水道の現状と課題として、次のとおり記載がある。

「県営水道の管路施設については、総延長9,179km（令和元年度末）のうち、法定耐用年数の40年を経過する管路が、大幅に増えていく見通しである。このことから、今後、水道施設が急速に老朽化していく見通しである。

水道施設については、適切な維持管理による長寿命化や計画的な施設の更新・整備が必要であり、耐震化についても進めて行く必要がある。

今後、施設更新・整備事業を実施していくためには多額の費用を要することから、健全経営を維持するとともに、事業を着実に実施していくための体制や業務手法の確立も課題となっている。」

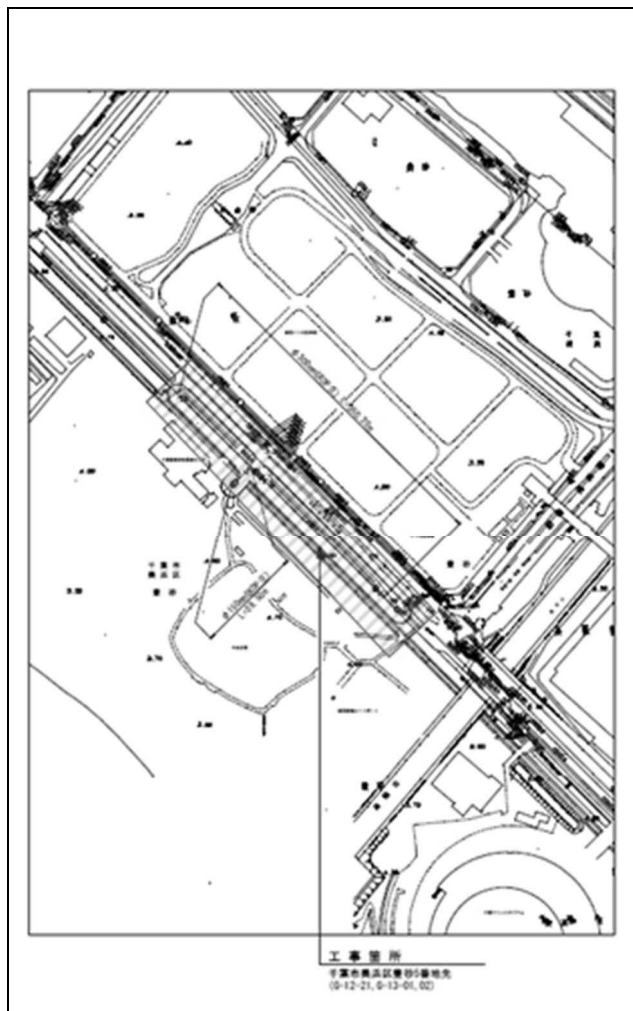
県営水道は、これらの課題に対して、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。

② 事業内容

上記の計画に基づき、千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事を行うものである。

配水管整備工事の工事場所は下図の斜線をしてある箇所となる。

【配水管整備工事の工事場所】



出典：千葉水道事務所提出資料に基づき監査人作成

固定資産台帳には以下の資産名で登録された。

- ・配水管 CIP150
- ・配水管 CIP300
- ・消火栓 150
- ・排水栓 300

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（特別簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：実施設計額 137 百万円、請負金額 135 百万円（税込）
- ⑤ 支出額：135 百万円
- ⑥ 繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和 4 年 8 月 31 日

- ⑧ 完了日：令和5年2月26日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 47百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為でない。

(2) 手続

当初年度(令和4年度)予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書(上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書)、工事完成報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替調書兼振替伝票、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について(意見)

【現状・問題点】

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書(以下、本項目において、「契約書」という。)では、受注者に加え、下請事業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、この項目において、「反社会的勢力」という。)に該当する場合、契約を解除することができるように定めている。

契約書における規定は次のとおりである。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(中略)

(13) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事